

内閣府食品安全委員会事務局任期付職員の募集について

食品安全委員会事務局では、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）に基づき、以下の官職の募集を行います。

1. 採用予定官職

食品安全委員会事務局情報・勧告広報課勧告・モニタリング係長（係長級）

2. 募集人員（1名）

配属先：食品安全委員会事務局情報・勧告広報課

3. 職務内容

食品安全委員会は、国民の健康の保護を最優先に、科学に立脚したリスク評価（食品健康影響評価）を客観的かつ中立公正に行っています。具体的にはリスク管理機関（消費者庁、農林水産省等）から諮問を受け、専門調査会やワーキンググループで審議を行い、食品安全委員会で食品健康影響評価（※1）を決定し、リスク管理機関に通知しています。

こうしたなかで、食品安全委員会事務局情報・勧告広報課では、食品健康影響評価の結果に基づく勧告、食品健康影響評価の結果に基づきリスク管理機関で講じられる施策の実施状況の監視（モニタリング）、食品安全モニター制度（※2）の運用等を行っています。この度、食品安全委員会事務局情報・勧告広報課において、以下の業務を担当する職員を募集します。

※1 食品健康影響評価：食品に含まれる物質又は食品の状態が、当該食品の摂取によりヒトの健康に及ぼす影響について、科学的に評価を行うこと。

※2 食品安全モニター制度：①食品安全委員会が行った食品健康影響評価に基づいてリスク管理機関で講じられる施策の実施状況について報告を受けること、②食品安全委員会の運営に関する改善点に関して提言を受けることにより食品の安全性の確保に係る施策の推進を図ること、を目的とした制度。毎年470名程度の食品安全モニターを全国から選出して運用。

【食品安全委員会事務局情報・勧告広報課勧告・モニタリング係長】

●食品健康影響評価の結果に基づきリスク管理機関で講じられる施策の実施状況調査の企画立案、資料作成及び結果のとりまとめ

●食品安全モニター制度の運用に係る業務

- ・食品安全モニターの選定基準及び公募要領の作成・選出・情報管理
- ・食品安全モニターからの、食品安全に関する施策に係る報告及び食品安全委員会の運営に関する改善点に関する提言の受理並びにとりまとめ
- ・食品安全モニターを対象とした意識調査の企画立案、資料作成及び結果のとりまとめ

とめ

- ・ 食品安全モニターを対象としたe-ラーニングの実施要領及びテキストの作成
- ・ 食品安全モニターに関する問い合わせに対する対応 等
- 関係省庁、委員等との連絡調整
- 上記の他、食品安全における勧告・モニタリングに関する業務に係る各種資料作成及び事務局内の連絡調整

4. 応募要件

以下の（１）、（２）のすべての条件に該当する方

- (1) 大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、以下
 - ①、②の要件をいずれも満たすこと。
 - ①食品科学、食品安全、健康科学に関連する学問のうち1つを履修していること
 - ②食品科学、食品安全、健康科学に関連する業務や調査研究の経験を有すること。
特に、食品の安全性に関する意識調査などの調査について、課題の整理、調査の企画立案、調査表作成及び調査の分析を実施するために必要な技能を備えていること。
- (2) 通算して5年以上、食品安全に関する業務に従事した経験を有する又は同等の業務の経験を有すること。

上記に加えて、獣医師、薬剤師、管理栄養士免許等、食品安全に関連する資格を有する者については、なお望ましい。

5. 応募資格

以下に該当する方は、応募できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によるとされた準禁治産者（心神耗弱を原因とする準禁治産者以外の者）

6. 採用形態

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）（以下「任期付職員法」という。）に基づき常勤の国家公務員として採用します。

7. 給与

任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき支給します。

8. 身分

一般職国家公務員

9. 雇用期間

令和7年4月1日（予定）から令和9年3月31日までの期間（5年を限度に延長もあり得ます。）

10. 勤務時間

原則として午前9時30分から午後6時15分（昼休み1時間を含む。土、日、祝日、年末・年始の休日は除く。必要に応じて超過勤務あり）

年次休暇20日（年途中で新たに職員となった場合には、予定在職期間に応じて決定。20日を限度に翌年に繰越可）、そのほかに特別休暇、病気休暇、介護休暇

11. 勤務地

内閣府食品安全委員会事務局（東京都港区赤坂5-2-20赤坂パークビル22階）

12. 応募方法

（1）提出書類

ア）履歴書（市販の用紙で可、写真添付）

高校卒業以降現在までの学歴、職歴を月単位で全て記入してください。

（例：平成〇〇年〇月～平成〇〇年〇月 （株）〇〇社〇〇部〇〇課勤務等）

イ）志望理由書（A4横書き 2,000字以内。テーマ「これまでの職務経験についてあなたが果たした役割やあなた自身が工夫した点について触れつつ、具体的に述べてください。また、当該経験や専門性をどのように活かし、食品安全委員会事務局としてどのような貢献ができると考えているかを具体的に述べてください。」）

ウ）職務経歴書（これまでに従事したことのある職務の内容を具体的に記述したもの、A4横書き）

※なお、応募書類は返却しません。（責任放棄）

（2）提出方法 郵送（封筒表面に朱書きで「任期付職員募集書類在中」と記載

（3）提出先

〒107-6122 東京都港区赤坂5-2-20

内閣府食品安全委員会事務局総務課

（4）提出締切り 令和6年11月29日（金）必着

※応募書類の提出に応じ、締切り前であっても随時面接を行わせていただきます。

13. 選考方法

1次選考 書類審査

2次選考 面接

書類審査（1次選考）の後、面接（2次選考）を行なうこととなった方のみ、2次選考の日時・場所等をご連絡させていただきます。

14. その他

- ・最終的に採用内定者に選考された場合、現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から退職していただく必要があります（休職は不可）
- ・採用内定後、卒業証明書及び過去に在籍した会社等の在職証明書を提出していただきます
- ・採用後は、『マイナンバーカード』を身分証として使用することとしていますので、あらかじめ同カードの取得を行う必要があります。

15. 連絡先

内閣府食品安全委員会事務局総務課課長補佐

TEL：03-6234-1077（直通）担当：田仲